

原告 松村幸裕子 意見陳述

2025年6月5日

私は現在 NPO など非営利市民活動の組織基盤強化コンサルタントとしてフリーランスで活動しています。高校生の頃から市民活動に携わったり、立ち上げたりしてきた経験と、まちづくり NPO で基幹業務などに携わってきた経験から 2019 年秋に独立しました。その後妊娠が発覚。また直後に新型コロナウイルスの流行が始まり、オンラインでの打合せ等が当たり前になったことから、在宅で組織基盤強化に関する相談対応や依頼のあった団体やプロジェクトの発注条件に応じた形態で業務に携わってきました。2020 年夏に第 1 子を出産し、育児のかたわらそれらの業務に携わってきましたが、子が 1 歳になる頃には自ら移動するようになり目も手も離せなくなったので、保育所利用の申請をしました。その頃に受けていた業務も、基本的に在宅でできる仕事ばかりでしたが、泊りがけでの出張等もありました。予定変更できない業務もあり、病後児保育に預けたこともあります。これらは、我が子を就労を目的として預けることができていたからこそ、取り組めたことです。

子の保育に関わることなので、パートナーの就労状況についてもお話します。パートナーである子の父は、公立高校の常勤講師の職についています。以前は他県の私立高校に勤めていましたが、そちらを辞めまちづくり NPO で働いた後、教職に戻りました。30 代半ばでの転職ということもあり、教員採用試験での結果は毎年実らず、常勤講師として働けるか、非常勤講師となるか、毎年 3 月に気をもむ雇用形態です。パートナーのそういった就労状況もあり、私が仕事をしない、という選択はありません。また、子育てをしていくために、私だけの稼ぎも不安定要素が高いので、どちらか一方だけが働くという選択肢にはなりえません。

加えて、私がどこかの組織に雇用され勤務する形ではなく、個人として業務を受注する形を継続しているのは、子どもたちの豊かな育ちやケアをするためには、ある程度仕事の融通を効かせる必要があると判断したからです。2023年に生まれた2番目の子は21番目の染色体が1本多い、いわゆるダウン症があります。先天性の心疾患等もあり、検査をとまなう大学病院の受診は長時間にわたります。また風邪をひきやすく、悪化しやすいこともあり、これまでに気管支炎等で数回長期間にわたって入院することもありました。幸い私の仕事は場所を選ばず、付き添い入院中もパソコンを持ち込み、子どものケアをしながら仕事をすることができました。また、子どもの受診に合わせて仕事を調整することもできます。これらはフリーランスであるがゆえに柔軟に対応できたと思います。一方で継続的に業務を受注するためには、子どもたちがどのような状態になろうとも、契約した業務内容を遂行する必要があります。その業務を遂行するには、子どもの保育が必要です。そのための子の保育にかかる費用は「家事費」なのでしょうか？

私は子どもの保育料はフリーランスとして業務を遂行するための経費に相当するのではないかと考え、今回の訴訟に関わることにしましたが、これはフリーランスだけに関わるのではなく、すべての働く親にも関わることだと考えています。保育を必要とする児童の保護者の状況は、就労だけではなく、出産や病気、介護といった就労にとどまらないことは理解しています。家事費に相当する保育を必要とする理由もあるでしょう。しかし、すべての保育料を家事費とすることは今の時代に合っていないのではないのでしょうか。そして、保育料への助成も自治体によってとてもばらつきがあり不公平感があります。

今の時代だからこそ、就労する親を持つ児童の保育料はなぜ家事費にあたるのかを多くの人が考える機会を作るためにも、法の解釈や司法の判断を期待しています。

以上